

**令和6年度 第3回静岡県環境審議会 会議録**

日 時	令和7年1月27日（月）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所	県庁本館4階 特別会議室
出席者 職・氏名	<p>委員（敬称略、五十音順）（委員17名、特別委員1名）          浅見 佳世、井上 隆夫、小野寺 郷子、亀井 暁子、木村 浩之、小杉山 晃一、小南 陽亮、五明 玲子、齋藤 寛、杉本 好重、鈴木 琢磨、谷 幸則、中川 教子、名倉 光子、藤川 格司、牧野 正和、山本 早苗、蔵治 光一郎</p> <p>事務局（県側出席者）（15名）          池ヶ谷くらし・環境部長、光信くらし・環境部理事、伏見くらし・環境部参事、清水くらし・環境部参事、中山くらし・環境部参事兼環境ふれあい課長、清環境局長、佐藤環境政策課長、上家自然保護課長、浅見鳥獣捕獲管理室長、松野富士山・南アルプス保全室長、西尾廃棄物リサイクル課長、加茂生活環境課長、多米水資源課長、岩本盛土対策課長、阿部衛生課長</p>
議 題	<p>1 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定希少野生動植物の指定</li> <li>・ 河川における環境基準の水域類型の見直し</li> <li>・ 浜名湖圏域流域水循環計画の策定</li> </ul> <p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画部会審議結果</li> <li>・ 水源保全地域の指定区域の変更</li> <li>・ 温泉部会審議結果</li> </ul>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度第3回静岡県環境審議会 次第</li> <li>・ 座席表</li> <li>・ 静岡県環境審議会 委員一覧</li> <li>・ 静岡県環境審議会 特別委員一覧</li> <li>・ 県側出席者一覧</li> <li>・ 静岡県環境審議会条例</li> <li>・ 審議事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>指定希少野生動植物の指定 【資料 1-1, 1-2, 1-3】</li> <li>河川における環境基準の水域類型の見直し 【資料 2-1, 2-2, 2-3】</li> <li>浜名湖圏域流域水循環計画の策定 【資料 3-1, 3-2, 3-3】</li> </ul> </li> <li>・ 報告事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>企画部会審議結果 【資料 4】</li> <li>水源保全地域の指定区域の変更 【資料 5】</li> <li>温泉部会審議結果 【資料 6】</li> </ul> </li> </ul>

## 1 議事

### (1) 審議事項

- ・指定希少野生動植物の指定
- ・河川における環境基準の水域類型の見直し
- ・浜名湖圏域流域水循環計画の策定

### (2) 報告事項

- ・企画部会審議結果
- ・水源保全地域の指定区域の変更
- ・温泉部会審議結果

## 2 審議内容

### (1) 会議成立の確認

委員 20 人中 17 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

### (2) 審議事項

(会長) 皆さんこんにちは。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に沿いまして議事を進めます。円滑な議事進行へのご協力をよろしくお願ひいたします。

本日は審議事項が 3 件あります。

まず、審議事項として、「指定希少野生動植物の指定」について審議を行ないます。

これについては、審議を希少野生動植物保護部会に付託しておりましたので、部会の審議結果について、希少野生動植物保護部会長からご報告をお願ひいたします。

(希少野生動植物保護部会長) 希少野生動植物保護部会長です。よろしくお願ひします。

それでは、画面にも出ておりますが、資料 1 - 3 からごらんいただきたいと思ひます。

第 2 回環境審議会において希少野生動植物保護部会へ付託されました「指定希少野生動植物の指定」について、10 月 24 日に開催した部会での審議結果を報告いたします。

次のスライドになりますが、今回部会に付託された事項である「指定希少野生動植物の指定」について、改めて概要をご説明いたします。

指定希少野生動植物とは、「希少野生動植物のうち、知事が特に保護を図る必要があると認め、静岡県希少野生動植物保護条例第 8 条第 1 項の規定により指定したもの」となっております。指定希少野生動植物に指定されますと、生きている個体の捕獲、採取、殺傷または損傷に加え、違法に捕獲等をした個体の譲渡等が禁止されます。これらの禁止行為を犯した者には 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科される罰則規定があります。

なお、学術研究や繁殖目的のための捕獲等は許可が必要になります。

第 2 回環境審議会において、県から指定の説明があつた植物 5 種について、個別の種の生育状況と指定の主な要因について、改めてご説明いたします。

ミヤマハナワラビ、キタダケデンドは、生育地は限られており、個体数は少なく、愛好家等による盗掘等により個体数及び生息地が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため指定希少野生動植物に指定するものです。

アカイシ Lindou は、県内の個体は分布の南限で、生育地は限られており、個体数は少なく、愛好家等による盗掘により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため指定希少野生動植物に指定するものです。

オノエリンドウは、県内の個体は分布の南限で、生育地は限られており、個体数は少なく、愛好家等による盗掘等により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため指定希少野生動植物に指定するものであります。

タカネシダは、生育地は限られており、個体数は少なく、愛好家等による盗掘等により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため指定希少野生動植物に指定するものであります。

希少野生動植物保護部会では、諮問を受けまして、令和6年10月24日に部会を開催し、審議を行ないました。部会での審議においては、条例に基づく保護基本方針に定めた選定条件、留意事項に基づいた指定種の評価を踏まえて審議を行ないました。その際の指定種選定表は、下段の表に示したとおりです。

部会での審議内容について、ご説明いたします。

委員から、大きく3点について意見がありました。

1点目は、指定した後の取組が重要であること、生育地の保護と域外保全の仕組みを並行して取り組んでほしいことについて意見がありました。

県からは、「生育地の状況は高山植物保護指導員や南アルプスみらい財団のレンジャーを中心に監視をしていく。域外保全は環境省等と連携して取り組んでいく」と説明がありました。

2点目は、商業的な取引の実態を把握して、それを食い止められる仕組みを工夫して考えていくことが重要であることについて意見がありました。

県からは、「商業的な取引の実態を監視できる体制の構築に取り組んでいく。市場流通の監視対象となる特定希少野生動植物への追加指定も検討していく」と説明がありました。

3点目は、植物5種の生育地には国立公園の特別地域が含まれており、自然公園法による規制も活用してほしいことについて意見がありました。

県からは、「自然公園法による規制は地域を限定した規制となるが、周知が不十分な部分もあるため、普及啓発に努めていく」と説明がありました。

以上のことを踏まえて部会で審議した結果、生育地が限られていること、個体数が少ないこと、愛好家等による盗掘等があることから、植物5種は特に保護を図る必要があると判断しました。よって、当部会としては、諮問どおり植物5種を指定希少野生動植物として指定することは適当であるとの結論を得ました。

ただし、今後の実効性のある保全対策を工夫していく必要があるという課題が挙げられました。

希少野生動植物保護部会からの報告は以上です。

続きまして、部会審議後に指定案の縦覧が実施されましたので、その結果について、事務局から説明をお願いいたします。

(自然保護課長) 事務局の自然保護課長です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

静岡県希少野生動植物保護条例第8条第2項の規定に基づきまして、指定案を縦覧に供した結果についてご報告いたします。

条例第8条第3項の規定により、指定案に対する意見書は、指定に係る利害関係者が提出できることになっております。本件に関する利害関係者とは、指定に係る希少野生動植物の個体が生育している土地所有者並びに占有者が該当いたします。

縦覧は県ホームページや新聞を通じ周知しまして、令和6年11月22日から令和6年12月5日までの14日間、当課のホームページや農林事務所窓口において実施いたしました。

結果としましては、意見件数は0件でした。

以上で説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。どうぞ。

(委員) 貴重な植物が保護されるということで、指定されるのは大賛成なんですけど、部会の審議の経過でも委員の先生方がおっしゃっているように、やはり指定した後の取組が重要なというふうに思いました。

県のご答弁として、「高山植物保護指導員や南アルプスみらい財団のレンジャーを中心に監視を」というふうに言っていますが、私、時々この南アルプスみらい財団のホームページを見るんですけど、レンジャーの方の報告って、最初の頃、やっぱり夏の間は結構活動されているんですけど、多分去年の7月で、もうレンジャーの方の報告は入ってなくて。

レンジャーの方の報告を見ると、本当にくまなく見ていただいているんですけど、特にやっぱりシカの被害防止のための柵とかの点検とか整備とかという形で、1回山に登られると多分3日間ぐらいおられるのかなというふうに拝察しましたが、それだけでも結構大変な範囲を見ておられて、お写真とかを見ても、本当にすてきな写真を掲載していただいているので、広くいろんな方にこれを知っていただくというすごくいいあれになっていると思うんですけど、なかなかこの希少野生動植物の盗掘とかそういうのを監視するということまで手が回るのかなというのがすごく心配な感じがしまして。保護指導員の方にしても、なかなかこの広範囲なアルプスの保護区を回るというのはとても大変かなというふうに思いました。

あと、商業的な取引ということで、愛好家の方がということですけど、それはちょっと調べ方が私には分からなかったの。ただ、ネット上の取引とかをされているというようなことを情報で見ると、ある意味広範囲に取引が広がっているというふうに考えると、外国の方とか、登山愛好家というのはいろんな方がいらっしゃるって、そういう方に周知するというのは、監視するにはなかなか難しい。これはこのことに関してだけじゃないんですけど、山の動植物を守っていくというのはすごく大変なことで、この辺だけで本当に対応できるのかというのがちょっと心配なので、その辺の見解がありましたら教えてください。お願いします。

(委員) ただいまご指摘いただいたことは、まさに部会でもかなり審議、議論がありまして、私も全く同感で、もっともなことなんですけど、ただ場所が、南アルプスを中心に高山が多くてですね、例えば24時間監視などというのは難しいですし、そこら辺はきっちり監視したいというところもあるんですけど、なかなか難しいと。

現状でできる対策としては、先ほど報告した内容ということではありますが、もちろんこれで全部百パーセント例えば盗掘等を防げるというふうには部会でも考えておりません。ただ、部会の場では、「じゃ、具体的にどんな対策があるのか」というのは、なかなかすぐにはよいアイデアが出ない。つまり、高山ということで現実的に難しい点が多々ございますので。そこら辺のところは、報告にもありましたように、より効果的な対策を今後も知恵を絞っていくということで部会では一旦収めておりますが、もうこれで終わりということではなくて、引き続き県の皆さん、あるいは関係の皆さんに知恵を絞っていただくということになっております。

それから、ネット上での取引についても、今の時代ですから、何とかうまく、出たものを――要するに売り出すわけなので、何とか監視できるように。適宜ネット上を検索して、そういったものがオークション等に売りに出されていないかとかといったものを効率的に監視することができないかと。これも、まだ部会の場では「これでいこう」というのはなかなかすぐには決まり

ませんので、ここもまた今後関係の皆さんで知恵を絞って、そういったネット上での取引を監視するというのも一生懸命考えていこうということになっております。ご指摘は全くもったもなことだと思えます。

何か県のほうから補足がありましたら。

(自然保護課長) ご意見ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、かなり広範囲にわたるところですので、なかなか監視というのは難しいかと思っております。

ただ、高山植物保護指導員につきましては、現在 350 名近い方がいらっしゃいますし、その方に腕章をして歩いていただくことだけでも抑止的な効果はあると思っております。レンジャーも現地を把握しておりますので、ポイント、ポイントを、他の作業と併せてチェックすることは可能だと思っております。

また、今回条例指定に当たりまして、3月に、その高山植物保護指導員の方を対象にした研修会を開催しますので、今回指定されれば、「こういう5種が指定されました」ということで、新たな情報をお伝えして、来年度の活動につなげていきたいと思っております。

ネットオークションにつきましては、今まで県としましても、その部分の視点が欠けていたなということを反省しまして、今後は、部会からも意見が出たとおり、定期的な監視をするとともに、環境省でもやはり同様にチェックをしているという情報も得ましたので、連携しながら進めていきたいと思っております。

(委員) ありがとうございます。

なかなか本当に大変なことだと思うんですが、県民の関心というか、国民の関心というか、得られるような働きかけもぜひお願いしたいと思えます。

(会長) ほかにございますか。

Webのほうは大丈夫ですか。いいですかね。

それでは、ご意見も1つだけ出ましたけれども、お諮りします。

本案件については、部会報告書の結論のとおり、私から知事宛てに答申することとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 会場は異議なし。

Webのほうは、異議ある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。ないですね。ありがとうございます。

それでは、異議なしということで、そのように決定いたします。

続きまして、審議事項として、「河川における環境基準の水域類型の見直し」について審議を行ないます。

これについては、審議を水質部会に付託しておりますので、部会の審議結果について、前水質部会長からご報告をお願いいたします。

(前水質部会長) 前年度の水質部会長です。よろしく申し上げます。本年度はまだ決めていないので、立場としては前年度分の水質部会長になります。

資料の17ページを、まずごらんください。

静岡県環境審議会は、令和6年6月3日付け環生第51号にて、静岡県知事から、河津川等5水域における環境基準の水域類型の見直しについて諮問を受けました。このことに関する検討を静岡県環境審議会から付託された当水質部会は、令和6年7月24日に部会を開催し、審議を行ないました。

部会では、5つの水域について、河川における環境基準の水域類型の見直しに係る基本方針に基づいて審議をいたしました。

具体的には、常時監視におけるBOD75%水質値、pH、SS等の環境基準達成状況の推移、流域市及び河川管理者の意見を確認して、類型の見直しをすべき水域かどうか、また当てはまる類型について検討をいたしました。

各水域の類型見直し案について、ご説明いたします。

25ページに見直し対象の5水域の位置の図がありますので、参考にごらんください。

20ページをごらんください。

まず1つ目として、河津川水域について、環境基準点の「館橋」のBOD75%水質値が7年間「河川AA」の基準を達成しています。流域市町及び河川管理者から、水域類型「河川AA」への見直しに反対する旨の意見はございませんでした。

したがって、水域類型を見直し「河川AA」とし、また達成期間は、既に環境基準を継続して達成しているため「直ちに達成」とするのが適当であると判断いたしました。

続きまして、21ページをごらんください。

2番目として、白田川水域について、環境基準点「しらなみ橋」のBOD75%水質値は、6年間「河川AA」の環境基準を達成しています。流域市町及び河川管理者から、水域類型「河川AA」への見直しに反対する旨の意見はありませんでした。

なお、補助地点について、令和4年度にBOD75%水質値が高かったデータがあるんですが、この点につきましては、流量が少なかったことによるものと考えています。

したがって、水域類型を見直し「河川AA」としまして、また達成期間は、既に環境基準を継続して達成しているため「直ちに達成」とするのが適当であると判断いたしました。

続きまして、22ページをごらんください。

3番目として、沼川上流水域について、令和5年度の沼川下流水域の見直しに係る県環境審議会の答申において、4年連続してBOD75%水質値が上位の基準を達成している沼川上流水域。これは「河川C」でございますが、これについて、「令和5年度の調査結果を踏まえて見直しを検討すること」と求められておりました。

沼川上流水域の環境基準点の「井出六橋」のBOD75%水質値が、令和元年から5年度の5年間、「河川B」の環境基準を達成しています。また、流域市町及び河川管理者から、水域類型の「河川B」への見直しに反対する旨の意見はございませんでした。

したがって、水域類型を見直し「河川B」とするのが適当であると判断いたしました。

23ページをごらんください。

4番目として、芝川下流水域について、環境基準点「芝富橋」のBOD75%水質値は、6年間「河川AA」の環境基準を達成しています。

流域の富士宮市から、水域類型が「河川AA」である芝川上流において、令和4年度にBOD75%値が環境基準に不適合になっているため見直しに反対する旨の意見が提出されていますが、芝川下流では、現時点においてBOD75%水質値が「河川AA」の環境基準を5年以上連続して達成しており、上流域は引き続き水質を監視し、市と連携し水質改善に向けた取組を行なうことから、見直しを実施するのが適当であるとしました。

したがって、水域類型を見直し「河川AA」とするのが適当であると判断しました。

24ページをごらんください。

栃山川水域について、環境基準点「一色大橋」のBOD75%値は、9年間「河川B」の環境基準を達成しています。

流域の藤枝市から、藤枝市における環境水質調査で、しばしば「河川B」の環境基準を超過する項目。こちらはBODではなくてpH及びSSなんですけど、そういったものがあるため見直しに反対する旨の意見が提出されていますが、これまでもpHやSSが多少高い場合であっても、BOD75%水質値が十分に満たされている場合には見直しを実施してきており、また、国及び他県では、pHやSSが水質基準非達成であっても、BOD75%水質値の環境基準達成状況をもって水域類型の見直しを実施していることから、見直しを実施することが適当であるとしました。

したがって、水域類型を見直し「河川B」とするのが適当であると判断しました。

以上、審議の結果、諮問のあった5水域について、諮問どおり上位の水域類型への見直しが適当であるとの結論を得たことをご報告いたします。

その他といたしまして、令和4年度の当水質部会において、環境基準点での海水の影響が課題とされております。環境基準点における海水の影響について審議いたしました。

26ページから28ページまで、7月24日に開催した水質部会の資料を抜粋しております。

その中で、26ページのスライド番号2をごらんください。

令和4年度の水質部会において、「環境基準点の『当目大橋』は瀬戸川の河口に位置しており、海水の影響を受けていることから、『当目大橋』の水質だけでは水域全体の環境基準の維持達成状況を判断できない」とされ、水域類型の見直しが見送られた現状がございます。このため、海水の影響を受けている環境基準点における水質の評価方法について審議をいたしました。

28ページ、スライド6をごらんください。

今後の方針を議論、協議いたしました。今後の方向性ですが、直近の5年間のうち、海水由来の塩素イオンの濃度の年平均値が1,937mg/L。これは、外洋水の海水を35%として、海水が淡水に10%混ざった状態がこの1,937mg/Lの塩素イオン濃度として評価できます。海水混入率が10%よりも高い場合のある水域は、海水の影響が少ない追加調査地点を設けて、追加地点調査の結果を加味して環境基準点の水質を評価することが適当であるという結論が得られました。

ただし、年間平均値が1,937mg/L未満の水域であっても、塩素イオンの年間最大値が非常に高いようなデータが出た場合には、別途水質部会にて個別に審議することが適当であるということにいたしました。

最後に、29ページをごらんください。

今後の対応ですが、本日の報告及び答申後、河川管理者との協議及び県公報による公示の上、4月1日付けで新しい水域類型を適用する予定でございます。

以上で報告を終わります。

(会長) どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。それでは質問等をお受けします。

(委員) ありがとうございました。

海水の影響がある地点の評価方法を見直すというのはすごく賛成でして、随分海水温が上がったりとかいろんな影響で、水位ですか。前水質部会長、いいですかね。何か影響を受けているようなところが見受けられるという話を、よく沿岸の富士市さんとかいろんなところで聞くので、上流域とか中流域がきれいでも河口域のところ急に評価が変わるようなところとか、先生がおっしゃっていた10%という基準と、あと最大値がまた年平均の中で上がっていくようなところというのは、やっぱりそういう影響があるんじゃないかなと素人でも思うので、川の基準と、海全体の変化というか、海域の変化というのを、河川のきれいさとかと海の状況とどういうふう

評価していくのかというのはすごく難しいのかなと思うんですが、河川で考えたときには先生たちがおっしゃっているようにしていただいたほうが、市町の方たちの対応もやりやすくなるのではないかと思います。ありがとうございました。質問じゃなくてすみません。

(会長) 今のはコメント？

(委員) すみません。コメントです。

(会長) 河川と、それから海のほうのポイントも何か測定しているんじゃないですかね。これは、担当部署の方はおられますか。河川だけじゃなくて海のほうもあるよね。

(生活環境課長) 生活環境課でございます。

当然本県は、海水のほうも常時監視ということで毎年測定をしております。ただ、海水の監視に当たっては、今度は逆に、淡水の影響とか、特にこうした塩素イオンの濃度等は考慮しないで、あくまでも環境基準の物質の検出という観点での監視というものを行なっているということでご理解いただければと思います。

(会長) よろしいですか。

(委員) 大丈夫です。

(会長) 前水質部会長。

(前水質部会長) 海水が入ってくるのは、逆に河川水をきれいにしてしまっているというか。

(委員) そうなんですか。

(前水質部会長) BODとしては。

(委員) ああ、BODとしては？

(前水質部会長) ええ。だから、本来あんまり水質がよろしくないところに海水が入ってきて「きれいだ」としてしまおうと、ちょっと評価を見誤ってしまうので、その点について評価しております。

(委員) ありがとうございます。

すみません、勘違いしていて。海水温の上昇によって、富栄養化というか、海の状況が変わってきて、その影響で、何ていうんですかね。BODではないかもしれないんですが、ちょっと汚濁したりとか浮遊物とかという影響があるようなことを聞いたことがあったので、それをちょっと勘違いしました。ありがとうございました。

(前水質部会長) 海のほうは海のほうでCODとして測っていますので、それがまた上がってきたら要注意ということで、今回はあくまでも河川の水域なので、海の影響をなるべく取らないようにしようということで10%以下でということですよ。

(委員) 海水が入るときれいになる？

(前水質部会長) 相対的に。

(会長) 相対的に。必ずとも限らない。

(前水質部会長) はい、必ずとは限りません。

(委員) 分かりました。ありがとうございました。

(会長) いや、いい質問ですよ。今のはよかったです。

(委員) すみません。よく分かっていなくて。ありがとうございました。

(会長) あと、Webのほうの委員、何かありますか。

(委員) 私から反対意見はございません。審議会資料に関する修正案のみでございます。審議会資料27ページのスライド番号3番の上部に「塩分濃度」という表記が2ヶ所ございます。「塩分」または「塩濃度」と明記した方が良いです。

(会長) 27ページの3のこれ？



(委員) 27ページのスライド番号3番の上のところ。「塩分濃度」という表記が2か所ありますが、「塩分濃度」という言い方は海洋学や環境学の分野では使用しません。「分」に「濃度」という意味がありますので、二重の表現になります。新聞やニュース、ネットでは「塩分濃度」という表現はよく見かけますが、科学の分野では「塩分」または「塩濃度」の表記が正しいです。ご検討のほど、宜しくお願いします。

(会長) これは「海水塩分」になるんですか。

(委員) 「塩分」または「塩濃度」のどちらかにした方が良いです。

(前水質部会長) じゃ、事務局のほうでもう一度確認して、資料を修正していただきたいと思っています。

(生活環境課長) 事務局のほうで確認をして、部会長のほうに報告させていただきます。

(会長) ありがとうございます。委員、それでよろしいですか。

(委員) はい、よろしくをお願いします。

(会長) ほかに、ございませんか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですのでお諮りします。

本案件については、部会報告書の結論のとおり私から知事宛て答申することとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 会場のほうは異議なしということで。

Webのほうは、異議ある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。ないということで、異議なしということです。

それではそのように決定いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、審議事項として、「浜名湖圏域流域水循環計画の策定」について審議を行いません。

これについては、審議を水循環保全部会に付託しておりますので、部会の審議結果について、水循環保全部会長からご報告をお願いします。

(水循環保全部会長) 水循環保全部会長でございます。オンラインで失礼いたします。

本審議事項は、資料でいいますと3-1から3-3までございまして、3-1が報告、それから3-3が水循環計画(案)となつてございまして、時間の都合もありますので、それをまとめたスライドの資料3-2という資料でご説明をいたします。

水循環保全部会は、浜名湖圏域流域水循環計画の策定について付託を受けましたので、昨年9月から今年1月までの間に3回部会を開催して審議を行なつてまいりました。

水循環保全部会の委員の先生方からは、それぞれ専門的な見地からのご意見をいただき、事務局においてそれらを盛り込んだ案を策定していただいたところです。

また、国、県、市で構成されている浜名湖圏域流域水循環協議会、それから住民アンケートなどの結果も踏まえて計画案をまとめております。

策定の趣旨等でございますが、浜名湖圏域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、国の水循環基本法に基づく基本計画、それから静岡県の水循環保全条例、それから昨年度環境審議会からいただいた答申であります「流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方」に基づいて策定を進めました。

計画策定の着眼点でございますけれども、圏域の理念や将来目指すべき姿を共有し、水循環に関する施策等を連携して実施すると。既存施策において未対応の課題が見いだされた場合は、それを新たな取組につなげるということで策定をしております。

計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間としておりまして、5年後に中間評価を行ない、必要な見直しを行なう予定としております。

次に、たくさん書いてございますが、この計画は、別紙になっております分厚い資料3-3の案を作っておりますけれども、この中で審議をした部分として、第3章からまず説明をしていきます。

第3章は「浜名湖圏域の現状と課題」ということで、ここの表のように「水質」「水量」「災害・治水」「自然環境」「暮らし」という5つの分類をしまして、現状及び課題をこの表のように整理したところです。

続いて、第4章及び第5章についてのご説明です。

第4章では、浜名湖圏域の理念及び目指すべき姿について検討いたしました。先ほどの現状と課題を踏まえ、また浜名湖圏域流域水循環協議会等での協議、住民アンケート等によって、この理念、それから将来目指すべき健全な水循環の姿を設定しました。

浜名湖圏域は、太平洋側では最大の汽水湖である浜名湖があり、地形や地質が変化に富んでいて、特徴のある自然環境が存在するとともに、それらの恵みを受けて多様な産業が根づいてきたという地域でございますので、こうした浜名湖圏域ならではの自然環境と、その恵みにより発展してきた産業を将来につないでいくために、理念として「いのちと恵みをはぐくむ『浜名湖』と生きる～特色のある自然環境の保全と多様な産業の未来のために～」という理念を掲げたところです。

この理念の実現に向けて、3つの目指すべき健全な水循環の姿を定めました。「浜名湖を中心とした地域特有の自然環境の維持又は回復」「多様な産業と暮らしのバランスのとれた発展」「水災害に対するレジリエンスの向上」というところになります。

健全な水循環を維持又は回復するための目標についてでございますけれども、こちらについては、1つ前のスライドの課題を踏まえて5つの分類ごとにそれぞれ設定しておりまして、この一番下を書いてある5つですけれども、これら5つの目標を達成することで健全な水循環の姿を目指し、さらには理念の実現に向かっていきたいというふうに考えています。

また、この3つの目指すべき健全な水循環の姿というのは、それぞれこの5つの複数の目標と関連していますので、そこを線で結んでいるところですが、これ全体を見通した目標設定が必要ということになります。

続いて、第6章は、これらの目標を達成するために実施する施策ということになるんですけれども、施策は全部で20ございまして、今この画面に映っているのはその半分ぐらいになるわけですけれども、これらは目標を達成するために実施する施策ということになります。目標を達成するために、各部局等の取組を整理した上で流域水循環協議会等で協議を行ない、実施すべき20施策を位置づけているということです。

目標達成に向けてですけれども、「水質」については、これまで行なわれてきた水質改善に関する施策や活動を継続するほか、一部地域で解消されていない地下水の塩水化に対しての観測態勢を継続すると。

それから「水量」については、利水関係者との適宜適切な調整を行ない、渇水時には取水制限等の措置を講ずるほか、地下水の取水基準の見直しを行なうということとしております。

「災害・治水」については、県管理河川の改修、都田川ダムの洪水調節機能強化等の流域治水プロジェクトを進めていくほか、海岸の防潮堤、湖岸施設の整備、流草木の発生対応などを行なうこととしております。

こちらが残りの14から20の施策になるんですけれども、「自然環境」については、森林の整

備・保全、浜名湖の環境保全活動の促進、さらには近年減少していると言われていた干潟・アマモ場等の保全を行ないます。

「暮らし」についてですけれども、地域ぐるみの活動による農地の多面的機能の維持・発揮、森林資源の循環利用の促進、アサリ資源の保全と漁業者の取組支援等を行なうとともに、県指定名勝としての浜名湖を適切に保全、活用するための調整を位置づけております。

続いて、第7章のご説明になります。

このスライドが最後の説明になりますが、これらの施策を実施し健全な水循環を達成しようとする場合の進行管理として指標を設定して、その指標に対して目標を掲げ、目標に向かって向かおうというようなことになります。

この指標についてなんですけれども、2種類の指標をここでは設定してまして、「健全な水循環の状態を表す指標」と「施策の進捗状況を管理する指標」というのをつくりました。それぞれ目標を設定するということになります。

「健全な水循環の状態を表す指標」というところに6つの指標を掲げておりまして、「施策の進捗状況を管理する指標」には10個の指標を掲げているところです。これらの指標によって、先ほど説明した施策の進行並びに健全な水循環の状態を毎年度管理していきたいという計画です。

さらにこれらは、5年後の中間評価の際に必要なに応じて計画の見直しを行なう予定としております。

最後ですけれども、スライドにはないんですが、この計画を推進する体制に関しては、計画書本文の8章というところなんですけれども、ページでは78ページぐらいだったと思いますが、そこに計画を推進するための体制というものを定めて進めていこうというふうに考えております。

水循環保全部会からの報告は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**(会長)** 発表ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。それではお願いいたします。

**(委員)** よろしいですか。

**(会長)** お願いします。

**(委員)** ちょっとページ数の多い計画なので、事前に読み込むということまではできていないんですが、この水循環基本計画の中で私が特に重要だと思うのは、自然災害に対するレジリエンスというよりは、森林を産業としてどうしていくのかという部分が非常に大きいように感じていて、多分それは、この浜名湖圏域ではなく、隣の天竜川のほうがよりテーマとしては大きくなるのではないかなと思うわけなんです。県内の林業に関して、例えば環境部局だけではなく、農水部局とのタイアップも含めて今後どうしていくのか。具体的に言えば、交付金がどうなるのかとか、それから切り出した木材に対してどういう手当ををやってどうやって売るとか、それから多分後継者がいないと思うんですが、その後継者がいないところのどのような手当ををしていくのかという林業振興策との関係性みたいなところをちょっとお聞かせいただければと思います。

**(水循環保全部会長)** 細かいことについてはちょっと調べますので、とりあえず事務局のほうで、お答えできる範囲でまずお答えしていただけますでしょうか。

**(水資源課長)** 水資源課長でございます。座ってお答えいたします。

貴重なご意見ありがとうございました。今回の流域水循環基本計画の中には、細かく林業振興

施策。こちらについては、そこまでは具体的な施策として触れてはおりません。ただし、今後流域水循環計画として重要な施策であるということならば、また林業部門と、そこについてはしっかり今後議論してまいりたいというふうに考えております。

(水循環保全部会長) ありがとうございます。森林に関しては、水循環との関係でいうと、水循環の健全性を保つという観点と、森林における第一次産業としての林業を振興していくことによって森林を健全化するということの複数の観点があります。森林には保水力があって、洪水を防いだり渇水を緩和したりという働きもある一方で、生物多様性にも関係していて、木材生産にも関係しているということになるわけです。

どのような水循環計画でも多分同じ課題があるわけですが、そのような森林の非常に多面的な機能をこういう計画の中に盛り込む際に、このような「水量」「水質」「災害・治水」、それから「自然環境」「暮らし」といったところの全てに森林というのは実は関わるところだと部会長としては認識しているわけです。

今回見ていただくと、その森林のことについては「災害・治水」のところにも入っておりますし「暮らし」のところにも入っていて、「自然環境」にも入っているということなんですけれども、残念ながら「水量」とか「水質」のところにはまだ明示的に入っておりませんで、本来はそこにも入れるべきだろうという議論はしてまいりました。これは、浜名湖圏域が静岡県全体を8個の圏域に分割して立てていく計画の最初でしたので、残念ながら「水量」「水質」までちょっと力が及ばなかったんですけれども、これから検討すべきことだろうと思います。

それから、今委員がご質問いただきました、林業、木材生産という、まさに産業の振興ということについては、この計画の中では「暮らし」のところの18番の施策に盛り込むということで整理をしてきたつもりでありまして、ここでは「森林資源の循環利用の促進」ということで、静岡県森林共生基本計画というものをベースにしながら進めていく、あるいは進行管理をするというふうにしてございます。

その指標についても、「暮らし」のところの指標の中に、森林に関する指標及びその目標値というものを掲げさせていただいていると思っておりますけれども、そこでは施設施策の進捗状況については、森林経営計画認定面積。これは県全体の数字しか出ておりませんが、これをブレークダウンしたこの圏域の数字で達成すると。それから「健全な水循環の状態を表す指標」については、多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積というものが、県全体での数字として1万1,490ha/年ということになっておりますので、これを圏域にブレークダウンした数字で目標を立てて進行を管理していくというふうにしたところでございます。

不十分、不完全な部分はまだ残っているかと思いますが、現時点でできる範囲で精いっぱい努力をしたのかなというふうに部会長としては総括しております。

以上です。

(委員) ありがとうございます。

こちらも非常に高く評価はしているんですが、今後この循環計画を進めていく中で、やはり持続的な林業。我々生物多様性の側からいえば、FSC認証林を増やすとか、さらには天然林、自然林への転換みたいなことも将来的には考えたいところなんですけれども、現在のスギ・ヒノキとしての林業が持続的でなければ水循環が乱れるという視点に立てば、やはりベースとして林業がきちんと持続的な産業として成り立つというあたりにぜひ重きを置いて議論を続けていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(会長) どうもありがとうございました。

私もこの部会に入っているんですが、まだ1つ目の、一番最初の取っかかりの圏域だったもの

ですから、いろいろな問題はまだ残っていると思いますので、そこはまた次の年度から議論していきたいと思っております。ありがとうございました。

ほかにございますか。

(委員) すみません。2点お願いします。

「策定の趣旨等」というところの中で、既存の施策において未対応の課題が見いだされた場合には、それを新たな取組につなげるということでしたけれども、そういうものがあつたのかどうかをまず1点お聞かせいただきたいのと、今ご説明の中にあつたように、多面的機能の数値であるとか、それから森林計画の数値であるとかというのが、浜名湖圏域にかかわらず県の数値を用いていらっしゃるの、このところは、対象の場所の数値がこれから先どうなっていくかというのが、この流域のいろんなものを考えるときに必要ではないかなというふうに思つて、なぜ県全体の数値だったかなというふうに思いました。

それからもう1点、河川とか排水路に泥がたまって危険であるので泥を取るというのも、もちろん基本的には災害を防ぐ、あるいは流水をスムーズにするには大事かもしれないんですけども、私ども、田んぼの生き物調査をしていますと、その泥がなくなったことで、生態系が必ずしもいい状態を保つてはおりませんので、やっぱりそこら辺で、少し生態系に寄り添つたような河川の改修の方法であるとか水路の造り方とか、そういうようなものも少し考えていただけたら、この環境というものの大きな意味の中の1つに、基本的には生態系の保全・回復というものも含まれているので、その影響——もちろんいろんな視点で協議をしなければいけないので、取るに足らぬことというふうに思っているとは思いませんけれども、ちょっとそこら辺のことまで触れていただけたらありがたかつたかなというふうに思います。

今、委員がおっしゃられたように、林業もそうですけれども、農業ももちろんそのところで、生態系を保つのもそうですが、きれいな水に変えるのも農地があるからということもありますので、そういうことも含めて大きな問題ではありますけれども、その第一次産業に係る問題もぜひご検討いただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

(会長) これは、事務局のほうでお願いできますか。

(水資源課長) 貴重なご意見ありがとうございます。

まず、未対応の課題があつたかということなんですけれども、これについては、また今後しっかり協議会の中で、未対応のものがあるかないかというものを議論してまいりたいと思います。

現段階では、今委員のほうからお話のありました、泥であるだとか、あとは生態系でいうアマモ場の話、あとアサリの話。こういうものは、課題としては認識はしているんですけれども、まだ取組については今後十分検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

あと、指標の目標が県全体となっているという点でございましてけれども、本来であれば、やはり圏域で持つべきところではございますけれども、これについては、各部局のほうの施策の中で、各圏域では持てないというところがございましたので、この場では一旦県全体とさせていただきますけれども、考え方としては、県全体の目標が達成されているという状態は、当然圏域の中でも目標が達成されているというような判断をさせていただいて、今現在この指標としては、目標値は県全体でも仕方ないということで置かせていただいている状況でございまして。

あと、最後でございまして。暮らしと生態系の両立というところだと思うんですけれども、今回、「水質」というところの目標の中に、「適切な生活環境を保全し、かつ産業や自然産業に大きな影響を与えない、望ましい水質を維持する」というような目標を立ててございまして、これから産業、暮らし、あと自然環境。この全てを協議会の中で議論しながら、全てがベストという状

況ではないのかもしれませんが、ベターになるような取組をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(委員) ありがとうございます。

(会長) よろしいですか。

(委員) はい。

(会長) どんどん課題が増えていっているように思うんですが。

ほかにもございますか。

(委員) 本当に大事な計画を、基本的な地域の特徴から産業に至るまで書いていただいている、すごく大変だっただろうなというふうに拝見しました。

私もちゃんと分かっていないんですが、今の近々の課題というと、気候変動による災害の激甚化とかというような問題はやっぱり大事で、そうすると、この水循環の中でも、目標3の「災害・治水」のところはすごく重要なことというふうに思っていました。

その中で、12番のところでは「防潮堤や護岸施設の整備、改修」というふうに書いていただいているんですが、皆様ご存じのように、湖西市の沿岸域周辺とかからずっと、防災林が松くい虫の影響ですごく被害があって、これって三保松原でも同じような時期にあって、でも三保のほうは、実は随分周囲の関心とか、あと適宜な対策。範囲も違いますけど——進んで、今松くい虫のほうは収まっているんですね。

そうやって考えてみると、広い範囲で人の関心がどう持たれるかということで、その対策が遅れてしまう。関心があれば、たしか松くい虫の対策のための薬の注入だとか空中散布以外にも、常時監視というか、常時松の状態とかというような監視をしながら防災林って守られていくものだという本を読みましたけど、浜松地域でも、以前は随分皆さん、地域の方も関心があったけれども、このところ町内活動だとかそういうものもなかなかできなくなりつつあり、あと気候の変動なんかもあって進むとどんどんということで、今回すごく対策が遅れたのではないかなというふうなことを考えると、こういう計画を立てたときに災害に対する目標も立てているのであれば、何ていうんですかね。周囲の人に周知するというような目標があってもいいのかなというふうに思ったんですけど、この計画はあくまでもあれですかね。循環計画なので、いろんな人の関心を巻き込んでいくための施策だとか、それから広げていくようなやり方というのは盛り込まないということなんですか。すみません、上手に言えなくて。

(会長) はい、ありがとうございます。事務局、いいですか。

(水資源課長) 貴重なご意見ありがとうございます。

この計画は、流域における——圏域ですけれども、健全な水循環の保全をしていくために、流域の上・中・下流域全てのエリアで生活するだとか活動する人々が、それぞれのスタンスで活動しているわけでございますけれども、一体となって取り組むことが重要というふうに考えておりますので、この計画は、つくるだけではなく、県民、ここでいうと圏域の皆さんになるんですけれども、広く知らしめることが重要だというふうに考えております。ここについては、流域の水循環協議会を経て関係団体等に周知していきたいなというふうに思っているところです。

また、県のホームページだとか、内閣官房。これは国ですけれども、こちらのほうにも公表するというような予定でございます。

さらに、この計画は、協議会を通じて製本したものを配付する予定もございますので、そんな感じでこれから議論していく中身も含めて周知できればなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(委員) ありがとうございます。

前回のときに、この浜名湖圏域の施策とかに関わるいろんな計画とかというのを見せていただいた中に、防潮堤のこととかはなかったんですね。出来上がった立派な防潮堤を、水循環を守るためにも、人々に関心を持ってもらうためには、そういうような委員会とかもあってもいいのではないかなというふうに私は思ったんですけど、またお願いします。

(水循環保全部会長) すみません。よろしいでしょうか。

(会長) お願いします。

(水循環保全部会長) 今の様々なご質問等あるんですけども、防潮堤に関して、ここに入れるということについては部会の中でも議論した上で、やはり水循環というものの定義を考えたときに、静岡県条例では水循環の定義は国の水循環基本法と一緒にであるというふうに定義されていて、国の水循環基本法では、水循環というのは、雨が降ってきて、それが浸透したり川に流れたりして海に至る過程で循環するとか、「海域」という言葉も出てきますので、当然海の水に関する災害ということも範囲に入るということで、それを防ぐための防潮堤というような記述にも至っているという認識をしています。

それから、今県民等の参画についてご意見をいただきましたけれども、これは静岡県の条例に定められていることかと思うんですが、条例の第7条には「県民の責務」というものも決められておりますし、その前の第6条では「土地所有者等の責務」というものもありまして、湖西市の松枯れが起きているエリアには土地所有者がいろいろいるわけですけども、それらの土地所有者にはこの条例第6条に定める責務があるという中で、この計画にのっかって今後一緒に努力していくということに整理されるのかなというふうに思っております。

ですので、この機会に、ぜひ静岡県の水循環の条例についても一度読み直していただけると大変ありがたいというふうに思っております。

(委員) はい、読み直したいと思います。ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。

ほかにございますか。よろしいですかね。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、お諮りします。

本案件については、部会報告書の結論のとおり私から知事宛て答申することとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) ありがとうございます。異議なしということで。

Webのほうでご異議ある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。

ないということで、それではそのように決定いたします。どうもありがとうございました。

(水循環保全部会長) ありがとうございました。

### (3) 報告事項

(会長) それでは、次に報告事項に移ります。

本日は、部会からの報告事項が3件あります。

まず、「企画部会審議結果」について報告を求めます。それでは企画部会長、よろしく申し上げます。

(企画部会長) 環境審議会企画部会部会長でございます。

令和6年11月1日に行なわれました第1回企画部会において、第4次静岡県環境基本計画の進捗状況について審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

お手元の資料の 39 ページの資料 4 をごらんください。

環境基本計画は、本県の環境計画の中期的な大綱を定めたものとして令和 4 年 3 月に策定をいたしました。計画期間は令和 4 年度から 9 年間、令和 12 年度までとなっております。

計画の将来像を実現するための施策展開でありますけれど、「脱炭素社会の構築」「循環型社会の構築」「良好な生活環境の確保」「自然共生社会の実現」「環境と調和した社会の基盤づくり」の 5 本の柱を設けております。この 5 本の柱ごとに、施策の効果を測る成果指標を 18 項目、施策の進捗を測る活動指標を 51 項目定め、こうした指標について進捗評価を行ない、審議を行なっております。

この評価基準ですが、中間目標値に対して各年均等に推移した場合における数値を「期待値」という形で定め、その期待値と実測値、実績ですね、実績との比較で評価を行なっております。評価区分は、「目標値以上」、期待値を 30%以上上回った「A」評価、期待値の±30%の範囲の「B」評価、期待値の 30%以下の「C」評価、そして「基準値以下」として評価を行なっております。

成果指標の進捗評価ですが、資料中、1、(1)を見ていただくと、18 ある成果指標のうち、「目標値以上」が 6、「A」評価が 1、「B」評価が 7、「C」評価が 2、基準値を下回ったものが 2 となっております。

我々としては、現状値が期待値の推移の±30%の範囲にある「B」評価以上が、おおむね目標達成に向けて順調に推移していると受け止めております。これは、全体 18 項目中 14 項目あり、割合としては 77.8%でございます。これを昨年度と比較しますと、「B」評価以上は同数、「基準値以下」が 1 項目減り、「C」評価が 1 項目増えたということで、全体としては「昨年度と同水準を保って順調に推移している」という評価でした。

一方、活動指標の評価につきましても、資料中、1、(2)を見ていただくと全部で 51 項目ありまして、「目標値以上」が 19、「A」評価が 2、「B」評価が 19、「C」評価が 6、それから「基準値以下」が 5 となっております。全体の割合としては 78.4%が「B」評価以上です。昨年度と比較すると、「B」評価が 2 増加、「C」評価が 3 増加、「基準値以下」が 5 減少となっており、全体として「昨年から上向いて進捗している」という評価でございました。

企画部会における進捗評価の議論を進める中で、資料中の 2 の「意見等」に掲載したコメント以外にも、委員の方々から活発なご意見をいただいたところです。

次に、3、「環境基本計画の評価指標の点検」ですが、昨年度、第 3 回環境審議会全体会における委員らのご意見を基に、基本計画の成果指標と活動指標の関連性について点検を実施するとともに、併せて県総合計画の目標値と相違が生じている指標についても文言等を統一することいたしました。

最後に、資料 4 に関する詳細なデータでございますが、先日各委員に郵送配付しました「しずおかの環境～令和 6 年版環境白書（概要版）～」に掲載されております。ご一読いただければと存じます。

なお、今回、企画部会における委員らのご意見を基に、用語の補足説明も別紙面として織り込みましたことを申し添えます。

説明は以上になります。

(会長) ありがとうございます。

ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。

よろしいですか。特にないということで、次へ行かせていただきます。ありがとうございます



た。

続きまして、「水源保全地域の指定区域の変更」の審議結果について報告を求めます。それでは水循環保全部会長、よろしくお願いいたします。

**(水循環保全部会長)** それでは、再び水循環保全部会長から「水源保全地域の指定区域の変更」についてご説明申し上げます。またオンラインで失礼いたします。

水源保全地域というのは、静岡県水循環保全部条例第16条に定められた指定区域なわけですが、こちらについては、1の(1)にありますように、6月3日の環境審議会の本会で、「静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について」というところで簡易事項という形で定められたということなので、部会の決議をもって審議会の決議とする取扱いというふうに決めていただいております。

このたび、「水源保全地域の指定区域の変更」ということがございましたので、9月17日の保全部会において審議し決議したということ、その日のうちに環境審議会のほうに報告してございます。

そのときの審議内容になるんですけども、令和6年4月1日に5条森林区域が変更されたということに合わせて、次のページに表になってございますが、水源保全地域の指定区域が自動的に変更になるということについて審議をしたということでありまして、その理由については、「参考」というところで、どうして5条森林の面積が増えたり減ったりしたのかということも書いてございますけれども、その情報を全てひっくるめて、(2)の「諮問内容」というところになりますが、そもそもこの水源保全地域の指定の考え方が、水源涵養機能を有する森林のうち5条森林を水源保全地域として指定するという考え方に基ついておりますので、ある意味機械的に変更されるというところを審議して、それは適当であるということを決めたということになります。

以上、報告させていただきます。

**(会長)** 報告ありがとうございました。

ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。まあ、特に質問というのではないと思いますので。よろしいですか。

続きまして、「温泉部会審議結果」について報告を求めます。それでは温泉部会長、よろしくお願いいたします。

**(温泉部会長)** 温泉部会より報告をいたします。今年度、県議会危機管理くらし環境委員会委員長を務めております温泉部会長から報告をさせていただきます。

まず、令和6年11月21日に開催いたしました令和6年度第2回温泉部会の審議結果についてご報告申し上げます。お手元の資料42ページ、資料6、「温泉部会審議結果(令和6年度第2回)」をごらんください。

第1号から第5号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、11月25日付けで知事へ答申いたしました。

温泉部会の審議結果は以上でございます。

**(会長)** 報告ありがとうございます。

ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。

特にないということよろしいですかね。

では、以上をもちまして本日予定された議事は終わりましたが、ほかに何かございますか。

**(会長)** いいですか。

**(会長)** 特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございます。

ございました。